

介護

訪問介護利用者負担減額認定証の更新について

る標準負担が必要ですが、次の方は、標準負担額が減額されますので、申請をしてください。

なお、現在減額されている方も、認定の有効期間が5月31日（木）で切れますので再度更新をしてください。

- ①住民基本台帳の世帯全員が町民税非課税である場合
(1日当たり本人負担500円)

- ②生活保護世帯又は、老齢福祉年金受給者であつて住民基本台帳の世帯全員が町民税非課税である場合
(1日当たり本人負担300円)

標準負担減額認定申請書は、各施設に送付しています。

役場介護保険課保険給付係

お問合せ先
役場介護保険課保険給付係
☎ 985-4115

介護保険標準負担額等減額申請について

募集

第2回めだかの学校まさき



過程をまとめます。

また、成長したメダカを福徳泉公園に放流し、子どもたちに採取・飼育してもらうことを目的にしています。ここちよくきれいな泉の中に親子で入り、夏休みの楽しい思い出をつくりませんか。

日時
7月22日（日）

10時～12時

会場

福徳泉公園
(北伊予中学校西)

募集人員
200名（先着順）

町内在住の小学生以下の子どもとその保護者

お申込み期間
6月11日（月）～29日（金）
までの執務時間中
お問合せ・申込み先
役場都市計画課
☎ 985-4125

- ①任用予定期間 平成13年8月1日から平成14年3月31日まで
- ②賃金 日額7,700円
日現在、管理栄養士免許を有する方で、年齢45歳以下（昭和30年4月2日以降の生まれ）の方

- 募集職種 栄養士
募集人員 1名
勤務条件

次の要領で松前町の臨時職員を募集します。希望される方はお申込みください。

介護保険施設（老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム）に入所、又は入院している方は食事にかかる

平成13年度（平成12年の所得）の所得証明及び課税証明の発行については、平成13年6月15日（金）以降になりますのでお知らせします。

最近、メダカやザリガニなどの生き物を、川や池でほとんど見かけなくなりました。また、川や田んぼで遊ぶ子どもたちの声も少なくなり、水辺が生活からかけ離れた存在になっています。

松前町では、このような現状をふまえ、人や地域と水辺のつながりを再確認するために、昨年度に引き続き「めだかの塾（塾長 重松茂さん）」を開校します。この学校は、まちづくり塾によって、町内で採取したメダカの飼育を行い、その成長

所得・課税証明書の発行について

税

参加費 無料
※子どもたちの会場までの送迎は、保護者が責任をもつて行ってください。
※詳細については、参加者に直接連絡します。

お問合せ先
役場総務課人事係
☎ 985-4103

松前町臨時職員募集のお知らせ

申込手続 市販の履歴書に必要事項を記入のうえ、管理栄養士免許状の写しを添えて、募集期間内に総務課人事係へ提出してください。

口述試験（募集期間終了後、別途通知予定）
要事項を記入のうえ、管理栄養士免許状の写しを添えて、募集期間内に総務課人事係へ提出してください。

お問合せ先
役場総務課人事係
☎ 985-4103